



トラブルを未然に防ぐために——

## にしわき消費生活通信

インターネット上で個人同士が商品などを取引できるフリーマーケット（フリマ）サービスに関連するトラブルが起きています。これまでは若年層の利用が主流でしたが、最近では断捨離、終活、生前整理などの意識もあり、幅広い年齢層に広がっています。「商品が届かない」「壊れていた」「偽物だった」など購入者からの相談や、「代金が支払われない」「返金を求められた」など出品者からの相談もみられます。

### ▶フリマサービスは基本的に個人間取引です

購入者と出品者の間に運営会社が介在していますが、利用規約にも「運営会社は利用者間のトラブルに介入しない」と定めているところがほとんど。トラブルは原則当事者間で解決を図ることが求められます。消費生活センターでは個人間取引でのトラブルは相談対象外です。

### ▶アドバイス

①購入の際は、商品の写真や説明をしっかり確

No.229

フリーマーケットサービスのトラブルに注意！

認し、不明な点は購入する前に出品者に問い合わせましょう。商品到着後は、必ず商品を確認してから「評価」をするようにしましょう。

※評価すると出品者に代金が支払われます。

- ②出品の際は、写真や説明で商品の状態を正確に伝えましょう。
- ③トラブル発生時に、当事者間で話し合っても運営会社に相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理などを行うことはできますので、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時  
(祝日・年末年始除く)